

野田市公共工事等前払金上乗せ貸付金に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける市内の建設事業者等の資金繰りを支援するため、野田市又は野田市水道事業（以下「野田市等」という。）が発注する公共工事等に係る前払金の上乗せ貸付けに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付対象事業)

第2条 貸付けの対象事業は、請負代金額が130万円以上の土木建築等に関する工事、請負代金額が50万円以上の土木建築等に関する工事の設計又は調査及び測量業務（以下「工事等」という。）とする。

(貸付対象者)

第3条 野田市等が発注した工事等を請け負った市内に本店を有する事業者のうち、野田市公共工事の前払金等に関する取扱要領又は野田市水道事業公共工事の前払金等に関する取扱要領に基づく前払金（以下「前払金」という。）を請求した事業者とする。

(貸付金額)

第4条 貸付金額は、請負代金額の10%に相当する額以内とする。なお、1万円未満の額については、切り捨てるものとする。

(貸付利率)

第5条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付金の使途)

第6条 貸付金の使途は、次のとおりとする。

工事	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費
設計又は調査	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
測量	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(貸付申請)

第7条 本要領に基づく貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公共工事等前払金上乘せ貸付金申請書（請求書）（別記様式）を市長に提出するものとする。

(貸付時期)

第8条 市長は、前条の申請書（請求書）の提出を受けた日から14日以内に、申請者が指定する口座に貸付金を振り込むものとする。

(返済)

第9条 貸付金は、工事等の完了後に支払われる請負代金から返済するものとする。

(補則)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日以降に契約を締結した工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月4日から施行する。

この要領は、令和5年6月30日をもって廃止する。

別記様式

公共工事等前払金上乘せ貸付金申請書（請求書）

年 月 日

（宛先）野田市長

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

下記の請負契約について、公共工事等前払金上乘せ貸付金を申請（請求）します。

記

工事（委託）名	
工事（委託）場所	
工期（完成期限）	年 月 日
請負代金額	円
前払金額	円
中間前払金額 （工事のみ）	円 ※貸付金申請時に中間前払金を請求している場合のみ記載
貸付申請（請求）額	円 （請負代金額（契約金額）の10%以内、1万円未満切り捨て）

〈振込先〉 ※前払金専用口座の場合は、前払金以外の入金が可能かどうか確認してください。

銀行名	支店	預金 種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義

※工事等の完了後に支払う請負代金額から貸付金額を差し引き、返済に充てるものとしますので、請負代金請求書を提出する際は、請求額のほか、裏面の記載例により、請求金額の内訳として貸付金額を記載してください。

市事務処理欄（市が使用しますので記載不要です。）

貸付（振込）日	年 月 日
返済日	年 月 日

請 求 書 (記載例)

年 月 日

(宛先) 野田市長

請負(受託)者 住所 _____

氏名 _____ 印

金 6,000,000円

(うち公共工事等前払金上乗せ貸付金 1,000,000円)

下記の請負契約に係る請負代金として、頭書の金額を請求します。

記

工事(委託)名	
工事(委託)場所	
請負代金額	10,000,000円
前払金額	4,000,000円
中間前払金額 ※工事のみ	一 円

〈振込先〉

銀行名	支店	預金 種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義